

～ 横浜子育てサポートシステムでの、新型コロナウイルス感染拡大防止への取組 ～

放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ・特別支援学校はまっ子ふれあいスクール・放課後児童クラブ）を利用している方で、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、これらの事業が休止したことへの対応として横浜子育てサポートシステムを利用した際に支払った活動報酬を支給します。

\*横浜子育てサポートシステムは、活動してくださる市民の「子育て家庭を支えたい」という思いによる活動で、お子さんの預かりや送迎を通して、地域ぐるみでの子育て支援を目指すものです。そのため、希望された預かり・送迎について、引き受けてくださる方が見つからず、利用できない場合もあります。

\*利用にあたり、事前に利用登録が必要になりますので、お住いの区の区支部事務局へご連絡ください。

## 1 支給の対象となる児童、及び期間

### (1) 対象となる児童

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、登録・利用している放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ・特別支援学校はまっ子ふれあいスクール・放課後児童クラブ）が休止となった児童

### (2) 対象となる期間、及び活動時間

放課後児童育成事業休止期間（土・日・祝日は除く）の8時30分から19時までの活動

\*活動が対象時間外にまたがっている場合は、対象時間の活動報酬のみが支給の対象となります。

\*普段、放課後児童育成事業を利用している時間・曜日かどうかは問いません。

## 2 支給の内容

利用にあたり支払った活動報酬を、1日あたり6,400円を上限に支給します。

\*活動報酬以外の費用（例：交通費、おやつ代）は、支給の対象となりません。

## 3 手続・支払の流れ

【ステップ1】①対象児童であるか ②対象となる期間・時間内の活動であるかを確認してください。

【ステップ2】子ども青少年局子育て支援課に、郵送で申請してください。

必要書類：①「横浜子育てサポートシステムにおける新型コロナウイルス感染拡大防止に関する活動報酬支給申請書」

※申請書については、ホームページ上でダウンロード可能です。

②「援助活動報告書兼領収証」（支給の対象となる活動が全て記載されているもの）

提出期限：最終利用した日の翌月15日まで（期限を過ぎた申請は受付できません）

提出先：231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市子ども青少年局子育て支援課 横浜子育てサポートシステム担当

【ステップ3】横浜市の審査後、申請から90日以内に、指定された口座に支給分を振り込みます。



## 4 問い合わせ先

\*横浜子育てサポートシステム全般と、利用についてのお問い合わせ

横浜子育てサポートシステム本部事務局 045-201-2062

お住まいの区の「地域子育て支援拠点 横浜子育てサポートシステム区支部事務局」

\*新型コロナウイルス感染拡大防止に関する活動報酬の支給についてのお問い合わせ

子ども青少年局子育て支援課 045-671-4157